

和解条項

1 (和解条項の基本枠組み)

被控訴人（国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所。以下、同じ。）は、霞ヶ浦導水事業（以下「本件導水事業」という。）の実施に当たり、控訴人らが営む那珂川水系での漁業への影響に配慮し、控訴人らの意見を尊重する。

2 (意見交換の場の設置)

被控訴人は、本件導水事業による那珂川からの取水及び霞ヶ浦から那珂川への送水が、那珂川水系の漁業（アユ、ウグイ、ウナギ、サクラマス、サケ、マハゼ、モクズガニ、ヤマトシジミ）に大きな影響を与えないようにするため、本件導水事業における那珂機場での本格運用が開始されるまでの間、控訴人らとの意見交換の場を設置する。意見交換の場の実施要項については、別途定める。

3 (那珂機場の本格運用の方法が決定されるまでの間の運用方法)

被控訴人は、2の意見交換の場において、控訴人らの意見を聴取した上で、本件導水事業における那珂機場での本格運用の方法を決定するものとする。その本格運用が決定されるまでの間の運用方法は、別途定める。

4 (請求の放棄)

控訴人らはその余の請求を放棄する。

5 (清算条項)

控訴人らと被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、他に債権債務がないことを相互に確認する。

6 (訴訟費用の負担)

訴訟費用は、原審及び当審を通じ、各自の負担とする。

以 上

意見交換の場 実施要領

1 (目的)

霞ヶ浦導水事業（以下「本件導水事業」という。）における那珂機場での本格運用により、那珂川水系の漁業（アユ、ウグイ、ウナギ、サクラマス、サケ、マハゼ、モクズガニ、ヤマトシジミ）に大きな影響を与えないようするため、国（国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所。以下、同じ。）が本格運用の方法を決定するまでの間、その運用方法について、国と那珂川水系の漁業協同組合が意見を交換することを目的とする。

2 (構成)

意見交換の場は、那珂川漁業協同組合、那珂川第一漁業協同組合、緒川漁業協同組合、大淵沼漁業協同組合、那珂川南部漁業協同組合、那珂川中央漁業協同組合、茂木町漁業協同組合及び那珂川北部漁業協同組合の各組合長（又は組合長が委任した代理人（ただし、各漁業協同組合の組合員に限る。））並びに栃木県那珂川漁業協同組合連合会の会長（又は会長が委任した代理人（ただし、同漁業協同組合連合会に所属する漁業協同組合の組合員に限る。））と国の職員により構成する。

なお、構成員の委任した代理人（弁護士）の出席及び上記各組合の事務局員1名（各組合長又は会長が選任した者）のオブザーバー参加を認めるものとする。

3 (開催方法)

意見交換の場は、年1回、原則として7月に開催するものとする。

ただし、構成員の申入れがある場合、申入れのあった日から1か月以内に開催する。

意見交換の場は非公開とする。

招集や議事進行のための事務は、国が設置する事務局が担当する。

4 (専門委員会の設置)

事務局は、本件導水事業における那珂機場での本格運用の方法が決定されるまでの間、意見交換の場における構成員の意見を踏まえて、本件導水事業の実施に伴う那珂川水系の環境への影響について意見聴取するために、有識者によって構成される専門委員会を設置することができる。

専門委員会を構成する専門委員は、意見交換の場における意見を踏まえて、事務局が委嘱する。

事務局は、専門委員会からの意見聴取結果を意見交換の場に報告する。

5 (事務局)

意見交換の場及び専門委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所に置いて、意見交換の場及び専門委員会の設置並びに運用に関する事務を行うものとする。

以上

那珂機場の本格運用の方法が決定されるまでの 間の運用方法に関する取決め

1 (目的)

霞ヶ浦導水事業（以下「本件導水事業」という。）における那珂機場での本格運用により、那珂川水系の漁業（アユ、ウグイ、ウナギ、サクラマス、サケ、マハゼ、モクズガニ、ヤマトシジミ）に大きな影響を与えないようするため、国（国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所。以下、同じ。）が本格運用の方法を決定するまでの間の運用方法について、次のとおり、取り決めるものとする。

2 (那珂機場における那珂川からの取水制限)

国は、那珂機場における那珂川からの取水の実施に当たり、毎年10月1日から翌年1月末日までの間、毎日午後6時から翌日午前8時までの夜間14時間は行わないものとする。ただし、現地での魚類迷入試験のため必要な場合は除くものとする。

3 (霞ヶ浦から那珂川への送水)

国は、渇水時などを除いた一定期間、少量の試験送水を行い、モニタリングを実施して送水の那珂川の水質に与える影響を調査する。

国は、試験送水に当たって、ろ過装置の効果を確認した上で実施するものとし、ろ過装置の運転の結果については、速やかに開示するものとする。

国は、那珂機場における霞ヶ浦から那珂川への送水について、試験送水の結果を踏まえ、送水による那珂川の水質の変化を原因とする那珂川水系の漁業、特にヤマトシジミへの被害を与えない方法を検討し、渇水時（下国井地点においてかんがい期に概ね $24\text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期に概ね $19\text{ m}^3/\text{s}$ の流量を下回るおそれ

があり、水利使用者から送水の要請があった場合に限る。) や那珂川水系における水質事故による取水停止が発生した時など、緊急やむを得ない場合を除いて、モニタリングを行いながら、意見交換の場において意見を聴取した上で、段階的に実施するものとする。

4 (モニタリング)

国は、次のとおり、定期的にモニタリング調査を実施し、その結果を速やかに開示するものとする。

(1) アユ、サケ

調査地点 那珂川河口から 18.5 km 地点

調査項目 アユの仔魚の降下量及びサケの稚魚の降下尾数

調査時期 アユについて、毎年 10 月から 3 月

サケについて、毎年 2 月から 4 月

調査頻度 各月 3 回実施する。ただし、連続して 2 回採取できないときは、その後は実施しない。

(2) ヤマトシジミ

調査地点 那珂川河口から 1.2 km 地点 (国の観測所), 潤沼橋 (水戸市), 大貫橋 (水戸市), 潤沼川と潤沼との境界地点 (茨城町), 茨城町前谷地区, 松川漁港 (大洗町) 及びいこいの村潤沼前 (鉾田市) の 7 地点

調査項目 水温, 塩分, 溶存酸素, 水位, 濁度。

ただし、那珂川河口から 1.2 km 地点 (国の観測所), 大貫橋 (水戸市) 及び松川漁港 (大洗町) の 3 地点については、さらに、ジメチルイソボルネオール, ジェオスミンを加えるものとする。

調査頻度 国土交通省水管理・国土保全局が定める河川砂防技術基準に従い、原則として、潮汐を考慮した測定時刻で月 1 回の測定とする。

ただし、涸沼橋（水戸市）及び大貫橋（水戸市）の2地点については、霞ヶ浦から那珂川への送水（第3項の緊急やむを得ない場合を含む。）を開始した日から1か月間は、週1回の測定とする。

5 (運用方法の変更)

国は、第2項から第4項で定めた那珂機場での本格運用の方法を決定するまでの間の運用及びモニタリングにつき、現地での魚類迷入試験やモニタリング調査等の結果、河川環境の変化その他の事情に応じて、意見交換の場において意見を聴取した上で、これを変更することができる。

以上